

1. 申請の要件		2. 根拠法令		
11. 火薬類の輸入に係る許可		火薬類取締法 第24条 第1項		
3. 申請に関する説明				
<ul style="list-style-type: none"> <li>火薬類を輸入しようとする者は、火薬類輸入許可申請書に火薬又は爆薬にあつてはその成分及び配合比、火工品にあつてはその構造及び組成を記載した書類を添えて陸揚地を管轄する市長に提出し、許可を受ける必要があります。</li> <li>申請に係る火薬類の輸入の目的が明らかであり、かつ、その輸入が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないことが必要です。</li> </ul>				
4. 関係条文				
法	第24条第2項 許可の基準 第50条の2 猟銃用火薬類の特則	施行令	第12条 猟銃用火薬等	施行規則
			第46条 輸入の許可申請 第47条 輸入の届出	
5. 手数料		6. 標準処理期間		7. 申請部数
<ul style="list-style-type: none"> <li>火薬及び爆薬の数量 25kg以下 12,000 円</li> <li>その他 25,000 円</li> </ul>		7 日		3 部
8. 告示又は通知				
<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入煙火の取扱いの適正化について（昭和42年9月12日42化局第426号）</li> <li>実包、空包等の火薬類の取り扱いについて（通達）（昭和43年9月3日43化局第435号）</li> <li>火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和45年1月28日45化局第31号）</li> <li>がん具煙火の自主検査の受検の促進及びがん具煙火の輸入手続等について（昭和53年5月10日53立局第260号）</li> <li>火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則の運用及び解釈の基準について（平成9年9月25日立局第1号）</li> <li>火薬類取締法第24条（輸入）に係る解釈について（平成12年11月13日立局第1号）</li> </ul>				
9. 審査する事項				
火薬類の輸入の目的が明らかであり、かつ、その輸入が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないか審査します。				